

太極拳無極会 所属サークル綱要

(2010年2月14日・試行)

範囲

本綱要は太極拳無極会とその所属サークルの関係について規定する。以下太極拳無極会のことを「当会」と称す。

綱要内容

1. 所属サークルは一月末まで当年度の年会費を当会の指定口座へ振り込む。
2. 所属サークルは当会へ出張指導を要請できる。
3. 当会は所属サークルの出張指導要請を受け付ける責任がある。
4. 当会は所属サークルから当会の出版物の注文を受ける責任がある。
5. 所属サークルは当会の出版物を転売する権利がある。
6. 所属サークルは当会のウェブサイトから更新情報を確認する責任がある。
7. 所属サークルは活動を展開する。
8. 所属サークルは情報の変更を早めに当会へ届け出る。
9. 当会は所属サークルのメンバーを対象とする講習会を行う。
10. 所属サークルは指定数のメンバーを講習会の参加へ推薦できる。
11. 当会は発展の需要によって本綱要を通知なく改訂することがある。